

# 支部ニュース

租税訴訟学会中四国支部

発行人 支部長 鳴戸大二

編集責任者 山田毅美

メール yamanaka\_masatoshi@tkcnf.or.jp



(宮島 大鳥居)

## I、支部ニュース発行にあたって

会員の皆様、あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。

このたび支部研修等の報告・支部動向の連絡ツールとして、支部ニュースを発行することといたしました。

租税訴訟学会中四国支部が皆様にとって楽しい有益な会であることを願い、支部ニュース発行を続けたいと思います。

皆様の投稿をお待ちしております。御協力よろしくお願い致します。

(文責 副支部長 山田毅美)

## II、今回のお知らせ

- 1、鳴戸支部長の巻頭言
- 2、平成25年度 研修会開催の予定
- 3、平成24年12月冬期米子研修会の報告
- 4、事務局からのお知らせ

## 巻 頭 言



あけましておめでとうございます。  
皆様には、恙無くお正月をお迎えのこととお喜び申し上げます。  
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

租税訴訟学会中四国支部は、平成17年3月29日に設立総会を開催しました。行政訴訟法が改正され、税理士の出廷陳述権が認められたことを踏まえ、今後の租税訴訟において租税実体法の課税要件事実を明らかにした上で、課税庁との、公平・公正でより充実した対話を実現し、適正な税務行政を可能とするため、弁護士・税理士・学者・実務家（課税庁職員を含む）が、互いに切磋琢磨し、次の世代へ受け継いでいく場を提供することを目的としてこれまで足掛け8年、年3～4回の研修会を開催して参りました。

この間、実務上の課税要件事実の解明と国税通則法の改正、納税者権利憲章の制定と、税務訴訟環境の整備にも積極的に取組んでおります。平成23年3月26日開催の第7回総会では、東京大学名誉教授金子宏先生に「納税環境整備—平成23年税制改正について」をご講演戴き、国税通則法の改正案の一部（不利益処分等における理由附記等）は、平成23年11月30日可決成立、同12月2日公布施行されました。これらは、租税訴訟学会本会は勿論、我々中四国支部の活動も大きな力となったと信ずるものですが、こうした取組を1回限りものではなく、今後記録として留め、将来への受継の証として当会の会誌を発行することとなりました。

前述の通り、当会の目的は未だ道程のほんの序に過ぎず、本会誌の発行が一層の課税要件事実の明確化、租税訴訟を通じての課税庁との対話、納税環境整備等について、業界間で隔てなく対話し得る唯一無二の存在である租税訴訟学会からの情報提供を継続する手立てとなればと存じ、会員の皆様のご協力をお願い致します。

平成25年1月吉日

租税訴訟学会中四国支部

支部長 弁護士・税理士 鳴戸大二

## 研修会のお知らせ（第9回総会にて承認をいただくことを前提としてのお知らせです）

### 1) 第9回総会並びに研修会

日 時 平成25年3月30日（土）13:00～17:00

場 所 広島大学東千田キャンパス302号室

講 師 弁護士 志賀 櫻 先生

税理士 横山和夫 先生

研修後 懇親会があります。 敦煌クリスタル店の予定

### 2) 夏期高知研修会

日 時 平成25年7月27日（土）13:30～17:00

場 所 高知大学

講 師 弁護士 青木康國 先生

税理士 山本守之 先生

税理士 青木 丈 先生

研修後 懇親会があります。

### 3) 冬期徳山研修会

日 時 平成25年11月30日（土）13:00～17:00

場 所 ホテルサンルート徳山（予定）

講 師 広島修道大学准教授 奥谷 健 先生

税理士 守田 啓一 先生

### 4) 平成24年冬期米子研修会の報告及び感想・意見 別紙のとおり

## 事務局より

1、本部より会費納入の振込書が届いていると思います。お忘れなきようお願い致します。

2、入会希望者の紹介をお願い致します。

3、支部現在（H24/12）の会員数

#### ① 士業等別

税理士	139名
弁護士	55名
准教授	2名
不動産鑑定士	3名
公認会計士	1名
その他	2名
<hr/>	
合計	202名

#### ② 県別

広島	116名
岡山	27名
山口	16名
鳥取	8名
島根	9名
愛媛	11名
香川	12名
徳島	2名
高知	0名
その他	1名
<hr/>	
合計	202名

## 平成 24 年 12 月 1 日 米子研修会のご報告

・講師 税理士 岩下 忠吾 先生

報告者 森田 英三郎 会員

岩下先生のテーマは消費税についてでした。

まずは助成金の課税不課税について。対価性の有無を検証されました。

続いては、簡易課税の業種分類について。曖昧な業種分類について検証されました。

結論としては、消費税の基本的な規定をこのままにして、将来税率が上がれば大変なことになるので、会員各自がよく考えなさいと仰ったように思います。

・講師 弁護士 関戸 勉 先生

報告者 建部 孝昭 会員

「『弁護士業の必要経費についての高裁判決』を検証する」を聴講して

必要経費について、「直接関係を持つ」ことは要件ではなく、「事業所得を・・・生ずべき業務の遂行上必要」であることが要件であると高裁は判示した。これは、昭和 40 年の改正経緯や大阪高裁昭和 54 年 11 月 7 日判決およびこれを認容した昭和 60 年 3 月 27 日最高裁判決に合致するものであり、至極当然であろう。課税庁が上告することに大いに疑問がある。

・両講師のご講演の後、両講師をパネリストとして、鳴戸支部長をコーディネータとし、「士業の必要経費」についてのミニシンポジウムが開催され、会場からも多数意見を賜り、活発な意見交換がなされました。

### 研修風景



撮影者 佐久間 一郎 会員